

青森県有料老人ホーム設置運営指導要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条の規定に基づき、青森県内における有料老人ホームの設置及び運営に関し、遵守されるべき手続等について必要な事項を定め、安定的、継続的な事業運営を確保することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定による登録を受けているものにあっては、第4条から第13条まで、並びに第18条の規定は適用しない。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「有料老人ホーム」とは、法第29条第1項に規定する施設をいう。
- (2) 「老人」とは、おおむね60歳以上の高齢者をいう。
- (3) 「設置者」とは、有料老人ホーム（中核市及び青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第33条に基づき事務処理を移譲された市町村に所在するものを除く。）を設置した者又はしようとする者をいう。

(設置者の責務)

第3条 設置者は、この要綱に定める手続き等を遵守しなければならない。

第2章 有料老人ホームの設置審査

(審査の手続)

第4条 設置者は、事前協議による審査を受けなければならない。

(事前協議)

第5条 設置者は、都市計画法（昭和43年法律第100号）による開発許可若しくは建築許可申請前又は開発許可対象外の場合については、建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築確認申請前に、有料老人ホーム設置事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）により、(1)から(8)に掲げる事項を記載した書類等を添付して、青森県健康福祉部長（以下「部長」という。）に協議しなければならない。この場合において、事前協議書は、正副2通を提出するものとする。

(1) 設置主体に関する事項

ア 法人の概要 イ 法人定款の写し及び現在事項全部証明書 ウ 役員履歴書

(2) 立地条件に関する事項

ア 自己所有地（買収予定を含む）の場合

(ア) 位置図 (イ) 公図写 (ウ) 見取図 (エ) 敷地面積 (オ) 当該用地に係る都市計画法、農地法（昭和27年法律第229号）の該当状況及び現況 (カ) その他の土地の指定該当状況 (キ) 土地登記事項証明書 (ク) その他参考となる事項

イ 借地・借家の場合

(ア) 借地・借家仮契約書写 (イ) 地権者等の事業協力（申出書等）を明らかにする書類
(ウ) その他所有権移転確約書

(3) 規模及び構造設備に関する事項

ア 建物配置図 イ 平面図 ウ 建物面積 エ 延べ床面積 オ 建物構造
カ 施設整備の概要 キ 各室面積表 ク その他

(4) 入居募集等に関する事項

ア 募集方法 イ 対象層 ウ 対象地域 エ 募集計画

(5) 事業計画に関する事項

ア 有料老人ホーム運営方針 イ 入居対象者 ウ 入居定員
エ 有料老人ホームの類型

(6) サービス及び入居者の利用料等に関する事項

ア 介護に関する事項

(ア) 介護サービスの内容・範囲 (イ) 介護を行う場所・介護体制
(ウ) 介護費用の算定基礎 (エ) 介護費用の徴収方法 (オ) その他

イ 医療に関する事項

[診療所併設の場合]

(ア) 嘱託医の氏名 (イ) 診療科目

[協力医療機関の内容]

(ア) 医療機関の名称 (イ) 診療科目 (ウ) 距離及び所要時間 (エ) 提携受諾書

[協力歯科医療機関の内容]

(ア) 医療機関の名称 (イ) 診療科目 (ウ) 距離及び所要時間 (エ) 提携受諾書

ウ 入居者の利用料等に関する事項

(ア) 利用料の算定基礎 (イ) 利用料の徴収方法 (ウ) 入居一時金

(エ) 返還金 (オ) 介護費用

エ その他のサービスに関する事項

(ア) サービスの種類 (イ) 内容

(7) 収支計画に関する事項

ア 資金調達計画

イ 主力取引金融機関の融資証明書

ウ 資金収支計画書

(8) 地域特性、需要動向等の市場分析に関する事項

2 部長は、事前協議書の提出があったときは、その副本を当該施設の設置予定地を管轄する市町村長に送付し、有料老人ホーム設置意見書（様式第2号）により、当該施設の設置について意見を求めるものとする。

3 部長は、市町村長から有料老人ホーム設置意見書の提出があったときは、設置者に当該意見の内容を送付するとともに、必要に応じて、設置者に当該意見に対する回答の提出を求めるものとする。

4 専ら要介護者等を入居させる特定有料老人ホーム等介護専用型ホームの場合、部長は、設置予定地の市町村長の有料老人ホーム設置同意書（様式第3号）により、当該施設の設置について同意を確認するものとする。

（事前協議終了通知書の交付）

第6条 部長は、前条の事前協議の結果、設置計画の内容が基準に適合していると認めた場合は、設置者に書面により通知するものとする。

第3章 届出等

（事前協議終了から設置届出までの状況報告）

第7条 前条に規定する有料老人ホーム設置計画事前協議終了通知書の交付を受けた設置者は、次に掲げる事項について、隨時、部長に報告するものとする。

- (1) 用地の取得状況
- (2) 都市計画法、農地法、建築基準法の手続きの進捗状況
- (3) その他関連事項

（建築確認終了届）

第8条 設置者は、建築確認後、速やかに有料老人ホーム建築確認終了届（様式第4号）に、建築基準法に基づく確認済証の写し及び建設工事工程表を添付して、部長に提出するものとする。

（建設工事の着工）

第9条 建設工事の着工は、運営に支障のない相当数の入居見込者が確保され、又は合理的に入居見込者数が確保されることが推定され、かつ、入居一時金の返還債務について銀行保証等の保全措置が付された後に行うものとする。

（設置届出等）

第10条 設置者は、事業開始予定日のおおむね1月前までに、老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、有料老人ホーム設置届出書（様式第5号）により、届出を速やかに行わなければならない。

- 2 前項の届出書には、有料老人ホーム重要事項説明書（様式第6号）及び有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第7号）を添付するものとする。
- 3 知事は、前項の届出を受理したときは、設置者に書面により通知するものとする。

（事業開始届）

第11条 設置者は、有料老人ホームの事業を開始したときは、速やかに有料老人ホーム事業開始届（様式第8号）を部長に提出するものとする。

（事業変更届）

第12条 設置者は、第10条の届出の内容に変更が生じたときは、老人福祉法第29条第2項の規定に基づき、速やかに有料老人ホーム変更届（様式第9号）に、変更後の有料老人ホーム

重要事項説明書及び有料老人ホーム情報開示等一覧表を添付して、知事に提出するものとする。

(事業休止（廃止）届)

第13条 設置者は、第10条で届出した事業を休止又は廃止しようとするときは、老人福祉法第29条第3項の規定に基づき、速やかに有料老人ホーム休止（廃止）届出書（様式第10号）を知事に提出するものとする。

(定期報告)

第14条 設置者は、毎年7月1日現在の有料老人ホーム重要事項説明書及び有料老人ホーム情報開示等一覧表を作成し、有料老人ホームの現況報告書（様式第11号）及び有料老人ホーム状況報告書（様式第12号）に添えてその月の末日までに部長に報告するものとする。

2 前項の報告には、経営状況等に関する次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 直近の事業年度の貸借対照表、損益計算表等の財務諸表
- (2) 他業を営んでいる場合には、他業に係る前号の財務諸表
- (3) その他必要な書類

(臨時報告)

第15条 設置者は、利用料の変更に係る運営懇談会を開催したときは、運営懇談会開催状況報告書（様式第13号）により、その都度、部長に報告するものとする。

2 設置者は、有料老人ホームの経営又は入居者等の健康に関わる重大な事故が発生した場合は、直ちに部長に報告するものとする。

(立入検査)

第16条 立入検査は、定期検査と臨時検査とする。

2 定期検査は、必要に応じ実施する。

- (1) 知事は、定期検査を行うときは、設置者に事前に通知するものとする。
- (2) 定期検査に当たっては、設置者は、別途通知による事前検査資料等を知事に提出するものとする。

3 臨時検査は、必要に応じて行うものとする。

(集団指導)

第17条 集団指導は、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

2 知事は、集団指導を行うときは、設置者に集団指導の日時、場所、内容等を事前に通知するものとする。

第4章 雜 則

(増改築の取扱)

第18条 この要綱の規定は、設置者が有料老人ホームを増改築しようとする場合について準用する。

(実施細目)

第19条 この要綱に定めるもののほか、有料老人ホームの設置及び運営の指導に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年3月30日から施行する。

平成14年9月24日	一部改正
平成19年7月11日	一部改正
平成24年4月28日	一部改正
平成25年7月29日	一部改正
平成27年7月1日	一部改正
平成27年9月28日	一部改正
平成30年7月1日	一部改正

附 則

- 1 この要綱は、平成31年1月28日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の青森県有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「改正前の要綱」という。）第5条の規定により提出されている事前申出書その他の書類は、改正後の青森県有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「改正後の要綱」という。）第5条の規定により提出された事前協議書その他の書類とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の要綱の規定により提出されている届出書その他の書類（改正前の要綱第5条の規定により提出されている事前申出書その他の書類を除く。）は、改正後の要綱の相当規定により提出されたものとみなす。この場合において、改正後の要綱第5条第2項及び第3項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。